

定 款

アクサスホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、アクサスホールディングス株式会社と称し、英文では、AXAS HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することならびにこれに付帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、医療用具の販売ならびに薬局の経営
- (2) 青果物、乾物、缶詰、菓子、酒類、清涼飲料水、その他食品の販売および輸入
- (3) 家具調度品、インテリア用品、事務用機器および書籍の輸入並びに販売
- (4) スポーツ用品、釣用品、健康器具、楽器、玩具および娯楽用品の販売
- (5) 貴金属、宝石、美術工芸品、時計、メガネ、写真機および写真機材の販売
- (6) 化粧品の製造および輸入並びに販売
- (7) 家庭用電気製品、電材資材、石油器具、ガス器具および同部品ならびに付属品の販売
- (8) 台所用品、日用雑貨品、衣料品、履物、カバン、袋物、雨具および寝装品の販売
- (9) 大工道具、各種度・量・衡機械器具、金物、塗料、木材および住宅関連商品の販売
- (10) 園芸用植物、園芸用品、肥料、農薬、毒劇物、愛玩動物、ペット用品および動物用医薬品の販売
- (11) 自動二輪車の販売および修理業
- (12) 自動車用品、自動車部品、オイル、自転車用付属品、自動車および石油製品の販売
- (13) 電気通信機器の販売およびその取次店・代理店業
- (14) 花木の栽培および販売ならびに果樹園の経営
- (15) 米穀、塩、たばこ、切手、印紙および宝くじの販売
- (16) 不動産の販売、賃貸および管理ならびに駐車場の経営
- (17) 土木建築工事の設計、監理および施工
- (18) 店舗の企画および設計

- (19) スポーツ教室および文化教室の経営
 - (20) 貨物取扱事業、旅行斡旋業および金融業の経営
 - (21) 乗車船券およびクーポン券ならびに映画、演劇および催物等の入場券の受託販売
 - (22) 食堂、喫茶店、レストラン等の飲食店の経営
 - (23) 企業に対する経営診断、総合指導及び業務受託
 - (24) 船舶等による運輸事業
 - (25) 宿泊事業
 - (26) 投資事業
 - (27) リース事業
 - (28) 前各号の業務を営む事業者を加盟店とする連鎖組織の運営および加盟店の指導育成
 - (29) 前各号に付帯関連する一切の事業
- 2 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を徳島県徳島市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引

等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年11月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役

- (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 会計監査人

(選任方法)

第 31 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

- 第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当には利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第4期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第4期定時株主総会終結前の監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。